



熊本県公報

第13152号
令和4年(2022年)
8月9日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 介護医療院の開設許可…………… (高齢者支援課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更…………… (障がい者支援課) 3
- 漁船保険義務加入同意の承認(鏡町加入区外1加入区)…………… (団体支援課) 3
- 第2期熊本県自治体情報セキュリティクラウド移行業務委託に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等の告示の廃止…………… (デジタル戦略推進課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 第51回採石業務管理者試験の実施…………… (エネルギー政策課) 4
- 指定管理者の募集(くまもと県民交流館)…………… (男女参画・協働推進課) 5
- 第2期熊本県自治体情報セキュリティクラウド移行業務委託に係る総合評価一般競争入札の中止…………… (デジタル戦略推進課) 7
- 基本測定の終了…………… (監理課) 7
- 基本測定の実施…………… (//) 7
- 新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養施設運営に係る廃棄物処分に関する業務委託契約の相手方の決定…………… (健康づくり推進課) 7
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 8

告 示

熊本県告示第563号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和4年(2022年)8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
多機能型事業所 き・き 阿蘇郡南阿蘇村 大字久石1-1 01	株式会社南阿蘇ケ アサービス 阿蘇郡南阿蘇村大字 久石2721番地2 荒牧 律子	令和4年(2022年)8 月1日	435130 0100	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第564号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和4年(2022年)8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市津留字桜野2937番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字桜野2937番(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第565号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和4年(2022年)8月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市班蛇口字大谷602番、616番1、619番1、620番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大谷602番・619番1・620番(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第566号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和4年(2022年)8月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市班蛇口字上原128番4、130番1、131番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上原128番4・130番1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第567号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和4年(2022年)8月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鍋田字車路1106番1(次の図に示す部分に限る。)、字大坪1361番1、1362番2、1364番1、1365番、1366番、1371番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字車路1106番1、字大坪1361番1・1362番2・1364番1・1365番・1366番・1371番（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第568号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。
 令和4年（2022年）8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護医療院）

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
大阿蘇病院介護医療院 阿蘇市一の宮町宮地5833	医療法人社団大徳会	令和4年（2022年） 8月1日

熊本県告示第569号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 令和4年（2022年）8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社万葉福祉会	デイサービス 撫子	八代市中北町3 053-3	令和4年 (2022年)8月1日	通所介護

熊本県告示第570号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
 令和4年（2022年）8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
御所浦薬局	医療機関の住所 変更	天草市御所浦町 御所浦2852 -7	天草市御所浦町 御所浦2081 -13	令和4年（2022年）5月1日

熊本県告示第571号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鏡町加入区及び昭和加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。
 令和4年（2022年）8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第572号

令和4年（2022年）7月8日熊本県告示第488号で告示した第2期熊本県自治体情報セキュリティクラウド移行業務委託に係る総合評価一般競争入札の参加資格等については、廃止する。
 令和4年（2022年）8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年（2022年）8月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字岩城字船泊 2770番13地先から 同所 2770番13地先まで	前	13.5 ～ 14.0	8.8	防交安 (災害 防除)
			後	15.8 ～ 17.5		

2 区域を変更する期日 令和4年（2022年）8月9日

公 告

熊本県公告第533号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、第51回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和4年（2022年）8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験を実施する日時
令和4年（2022年）10月14日（金）
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ1階テルサルーム
- 3 試験の方法及び科目
試験は、筆記試験とし、その科目は、次のとおりとする。
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 4 受験願書の受付期間等
令和4年（2022年）9月1日（木）から令和4年（2022年）9月22日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
なお、郵送による申込みの場合は、令和4年（2022年）9月22日（木）までの消印があるもの限り受け付ける。
- 5 提出書類
(1) 受験願書
(2) 写真（縦6cm×横5cmとし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。）
(3) 返信用はがき（その表面に、郵便番号、住所及び氏名を記載したものとする。）
(4) 受験手数料
受験願書を提出するときに、熊本県収入証紙により8,100円を納付すること。
(5) 提出書類確認表
- 6 合格者の発表
令和4年（2022年）11月8日（火）（予定）
合格者受験番号は、熊本県公報に登載するとともに、県庁ホームページ及び熊本県庁行政棟本館1階ロビー掲示板に掲載する。
- 7 受験願書の提出先及び問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県商工労働部産業振興局エネルギー政策課資源班
電話 096-333-2322
- 8 その他
(1) 県で受理した手数料は、いかなる理由があっても返還できない。
(2) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。

熊本県公告第534号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和4年(2022年)8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
くまもと県民交流館(以下「交流館」という。)
- (2) 所在地
熊本市中央区手取本町8-9 テトリアくまもとビル9階・10階
- (3) 施設の規模等
ア 全体面積 4,816.75平方メートル
イ 9階面積 2,607.90平方メートル
ウ 10階面積 2,208.85平方メートル
- (4) 施設の概要
ア 9階 会議室1、会議室2、会議室3、会議室4、会議室5、会議室9、こども室、授乳室、パレアルーム、情報ライブラリー、女性総合相談室、相談室1・2・3、10階 大会議室(パレアホール)、会議室6、会議室7、会議室8、音楽室1、音楽室2、練習室(多目的スタジオ)、和室

2 指定管理者が行う業務

- (1) 社会貢献活動、男女共同参画社会の形成に関する活動、生涯学習活動その他の県の民の自発的で主体的な活動のための施設及び設備の提供を行う業務
- (2) NPO・ボランティア協働センター運営に関する業務
- (3) 男女共同参画センター運営に関する業務
- (4) 生涯学習推進センター運営に関する業務
- (5) 情報ライブラリーの運営に関する業務
- (6) 会議室等の使用の許可に関する業務
- (7) 会議室等の使用に係る料金の収受に関する業務
- (8) 交流館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (9) 指定管理者が交流館の管理上必要と認める業務
- (10) 前各号に掲げるもののほか、くまもと県民交流館管理運営業務仕様書に定める業務

3 指定管理者の指定の期間

令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで

4 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部との間で締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から県に対する窓口として代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名については、参加者全員が行うこと。
ウ 5の(1)に記載する書類のウ〜ク並びにケの(ウ)及び(エ)については、参加者それぞれについて提出すること。
エ 申請については、1グループにつき1提案とすること。なお、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
オ 代表団体は、(1)〜(7)の全ての要件を満たし、その他の構成員は(2)を除く全ての要件を満たすこと。

5 申請の手続

- (1) 提出書類
ア 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
イ 指定管理者指定申請書(熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第46号)別記様式)
ウ 交流館指定管理者事業計画書及び収支予算計画書
エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(登記簿謄本)

オ 申請日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の貸借対照表、収支決算書その他の申請者の財務状況を明らかにする書類（ただし、申請期限が未到来の場合には、直近の3年分とする。また、事業開始後の年度が3年を経過していない申請者にあつては、過去の決算期における貸借対照表、収支決算書その他の申請者の財務状況を明らかにする書類、過去の決算期がない申請者にあつては、今年度の収支決算見込書、直近の合計残高試算表）

カ 申請日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の事業報告書その他の申請者の業務の内容を明らかにする書類（ただし、申請期限が未到来の場合には、直近の3年分とする。また、事業開始後の年度が3年を経過していない申請者にあつては、過去の決算期における事業報告書その他の申請者の業務の内容を明らかにする書類、過去の決算期がない申請者にあつては、今年度の事業計画書）

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

ク 納税証明書
 (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類
 (ア) 県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 (イ) グループで申請する場合は、グループの構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金の請求又は受領をする団体等を明らかにした書類）
 (ウ) 指定申請に係る誓約書
 (エ) 申立書

(2) 申請書の提出先
 熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課（県庁新館4階）
 郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2286

(3) 提出期間
 令和4年（2022年）9月12日（月）から令和4年（2022年）9月16日（金）までの日の午前8時30分から午後5時までとする。（必着）
 郵送の場合は、書留郵便によること。
 電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。

(4) 提出部数
 正本1部、副本13部（副本については、写しで可。）

6 指定管理候補者の選定
 くまもと県民交流館指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理者候補者を選定する。
 なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査・採点を行い、選考意見を取りまとめる。

7 募集要項の交付
 5の(2)及び交流館で、令和4年（2022年）8月9日（火）から令和4年（2022年）9月16日（金）までの間に、交付する。

8 現地説明会
 (1) 日時
 令和4年（2022年）8月22日（月）午前10時から2時間程度
 (2) 場所
 交流館 9階 会議室2
 (3) その他
 現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等を、あらかじめ定められた様式により令和4年（2022年）8月17日（水）の午後5時まで5の(2)に提出すること。

9 留意事項
 (1) 次の事項に該当する場合は、参加資格が無効又は失格となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他、選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められたとき。
 (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他
 (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定

- する。
- (3) 委託料は、交流館の維持管理に係る経費とする。
- (4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第535号

令和4年(2022年)7月8日熊本県公告第465号で公告した第2期熊本県自治体情報セキュリティクラウド移行業務委託に係る総合評価一般競争入札については、中止する。

令和4年(2022年)8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第536号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量(国土広域情報修正)	令和3年(2021年) 4月1日から 令和4年(2022年) 3月31日まで	熊本県全域

熊本県公告第537号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量(成果不整合地域における基準点改測)	令和4年(2022年) 7月25日から 令和4年(2022年) 12月23日まで	八代市、阿蘇市

熊本県公告第538号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和4年(2022年)8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養施設運営に係る廃棄物の処分に関する業務委託契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年(2022年)6月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
アサヒブリック株式会社 北九州事業所
福岡県北九州市門司区新門司三丁目81番5
- 5 随意契約に係る契約金額
59,218,500円(うち消費税及び地方消費税の額 5,383,500円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第539号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年（2022年）8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	横田 成人	熊本市西区河内町白浜878番地